

一般廃棄物処理に係る許可業者の手引き

伊 豆 市

平成30年 4月

1 一般廃棄物処理業の許可

(1) 許可の種類

一般廃棄物処理業は、以下の種類があり、業を行おうとする場合には、それぞれについて許可が必要です。(廃掃法第7条)

- ・一般廃棄物収集運搬業
- ・一般廃棄物処分業

(2) 許可証の交付

- ① 申請のあった一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の許可(許可事項変更許可を含む。)について、審査の結果、許可基準に適合すると認められた場合、それぞれ一般廃棄物収集運搬業許可証又は一般廃棄物処分業許可証を交付します。
- ② 本許可により一般廃棄物処理業を行うことができる区域は、伊豆市内に限られます。

(3) 許可証の再発行

許可証を紛失した場合は、許可証再申請書(伊豆市廃棄物の処理及び清掃等に関する規則第16条様式第7号)により、速やかに再交付の手続きを行ってください。

(4) 許可証の取扱い

- ① 許可証は紛失しないようにしてください。なお、許可証は事務所等の見やすい場所に掲示するとともに、収集運搬業にあつては、収集運搬車両に許可証の写しを備え付けてください。
- ② 許可の更新により新たな許可証が交付されたときには、従前有していた許可証を速やかに返納してください。
- ③ 事業を全部廃止したとき又は許可期限が到来したにもかかわらず更新しなかったときには、従前有していた許可証を速やかに返納してください。
- ④ 許可事項変更許可証ははじめの許可証と一緒に保存してください。

(5) 収集運搬業における許可車両の掲示

収集運搬車両には、許可届出車両を使用するとともに、市の指定する方法により伊豆市収集運搬許可車両である旨の表示をしてください。

車両入換えなどで新たに許可を受ける場合は、許可申請事項変更届を提出して下さい。

(6) 名義貸しの禁止

自己の許可証を他人に貸すなどして、一般廃棄物処理業を行わせることは禁止されています。

(7) 事業の範囲

- ① 取り扱うことのできる一般廃棄物は許可証に記載されている種類に限られており、それ以外の一般廃棄物を取り扱うことはできません。
- ② 一般廃棄物収集運搬業の許可について、「積替え又は保管の有無」が「無し」となっているときには、積替え又は保管を行うことはできません。

- ③ 一般廃棄物処理業の許可について、行うことのできる処理は許可証に記載されている方法に限られており、それ以外の方法により処理を行うことはできません。

(8) 許可の更新

- ① 一般廃棄物処理業の許可の有効期限は2年間です。
- ② 業を継続する場合は、遅くとも許可の有効年月日の40日前（土日祝日等の休日を除く）までに、定められた様式により、許可の更新手続きを行ってください。
- ③ 更新許可申請にあたっては、それぞれの業の種別に応じて一般廃棄物処理業に関する許可講習会を受講し、その修了証の写しを添付して下さい。

＜一般廃棄物処理業に関する許可講習会修了証について＞

1) 一般廃棄物処理業の許可申請の際は、次に掲げる者が受講した講習会の修了証の写しを添付してください。

- ・ 申請者が法人の場合には、その代表者若しくはその業務を行う役員又は業を行おうとする区域に存する事業所の代表者であって、業に係る契約を締結する権限を有するもの
- ・ 申請者が個人の場合には、その者又は業を行おうとする区域に存する事業所の代表者であって、業に係る契約を締結する権限を有するもの

2) 一般廃棄物処理業の許可申請をする場合は、収集運搬業の申請にあつては収集運搬課程を、処分業の申請にあつては処分課程を修了した修了証のみ有効です。

許可	修了証	一般廃棄物収集運搬・処分業者講習会
一般廃棄物	新規許可	○
一般廃棄物	更新許可	○

3) 修了証の有効期限

- ・ 新規許可の場合は、申請日から起算して2年前の日以降に受講したもの
- ・ 更新許可の場合は、許可期限日から起算して5年前の日以降に受講したもの

受講申込、問合せ : (財) 日本環境衛生センター東日本支局研修部

TEL 044-288-4919

(9) 許可申請事項変更許可

- ① 収集運搬車両の増減や許可を受けた事業の範囲を変更しようとするときは許可申請事項変更が必要です。
- ② 一般廃棄物収集運搬業の許可申請事項変更届を必要とする場合とは、収集運搬車両の増減、取り扱う一般廃棄物の種類の追加、又は新たに積替え又は保管をしようとする場合をいいます。

- ③ 一般廃棄物処分業の許可申請事項変更届を必要とする場合とは、取り扱う一般廃棄物の種類を追加し、又はその処理の方法を追加しようとする場合をいいます。
- ④ 許可申請事項変更届の手続きについては、定められた様式により行ってください。

(10) 変更等の届出

- ① 許可を有する一般廃棄物の収集運搬又は処分の事業の全部又は一部を廃止したときは、廃止の日から10日以内に、定められた様式（伊豆市廃棄物の処理及び清掃等に関する規則第18条様式第9号）により、許可証の写しを添付して届出してください。ただし、全部廃止した場合は許可証の原本を全て返納してください。
- ② 次に掲げる事項を変更したときは、変更の日から10日以内に、定められた様式（伊豆市廃棄物の処理及び清掃等に関する規則第17条様式第8号）により許可申請書に添付した書類の当該変更に係る書類を届出してください。
 - ア 住所
 - イ 氏名又は名称
 - ウ 法人の役員、定められた使用人、百分の五以上の株主又は出資者等
 - エ 事務所又は事業所の所在地
 - オ 事業の用に供する施設の設置場所、構造、規模等（重機等を変更する場合もこれに該当します）。
 - カ 一般廃棄物収集運搬業者にあつては、積替え又は保管の場所に関する次に掲げる事項
 - (ア) 所在地
 - (イ) 面積
 - (ウ) 積替え又は保管を行う一般廃棄物の種類
 - (エ) 積替えのための保管上限
 - (オ) 積み上げることができる高さ
 - キ 一般廃棄物処分業者にあつては、保管の場所に関する次に掲げる事項
 - (ア) 所在地
 - (イ) 面積
 - (ウ) 保管を行う一般廃棄物の種類
 - (エ) 処分等のための保管上限
 - (オ) 積み上げることができる高さ
- ③ 届出書には、変更内容が確認できる書類等を添付してください。その他にも必要書類の添付を求められることがあります。
- ④ 市では、届出の内容により許可証の記載内容に変更が生じた場合には、許可申請事項変更受理書を交付します。
- ⑤ 許可を受けた車両が故障や車検のため、使用できない場合は、許可証の写し、代わりに使用する車両の車検証の写し及び車両写真（前、両側面）を添付のうえ、使用予定の3日前までに代車使用届を提出して下さい。

2 委託基準

- ① 排出事業者は、その排出する一般廃棄物の処理を他人に委託するときは、次に掲げる委託基準に従って、収集運搬については一般廃棄物収集運搬業者等に、処分については一般廃棄物処分業者等にそれぞれ委託しなければなりません。
- ② 一般廃棄物処理業者は、業に伴って排出する一般廃棄物の処理を他人に委託するときは、他人の一般廃棄物の収集運搬又は処分若しくは再生を業として行うことができる者であって、委託しようとする一般廃棄物の収集運搬又は処分若しくは再生がその事業の範囲に含まれるものに委託しなければなりません。
- ③ 一般廃棄物の処分を業として行うことができる者であっても、排出事業者が委託しようとする一般廃棄物の処分の内容がその事業の範囲に含まれていなければ、委託を受けることはできません。
- ④ 収集運搬機材の種類及び数、処理施設の能力（保管量に係るものを含む。）作業員の人数、過去における処理の実績等から勘案して、適正処理できる能力以上に処理の委託を受けないでください。
- ⑤ 再委託はできません。

3 適正処理の推進

(1) 処理基準

一般廃棄物処理業者は、一般廃棄物処理基準及び伊豆市一般廃棄物（ごみ）処理業許可業者遵守事項に従って、一般廃棄物の収集運搬又は処分を行わなければなりません。

※ 一般廃棄物処理基準の具体的内容については、厚生大臣認定一般廃棄物処理業に関する許可講習会のテキストの該当部分等を再度確認してください。

(2) 不法投棄の禁止

排出事業者から委託された一般廃棄物はもとより、自己の排出する（特別管理）一般廃棄物も、不法投棄してはなりません。

(3) 野外焼却の禁止

排出事業者から委託された一般廃棄物はもとより、自己の排出する（特別管理）一般廃棄物も、特別な場合を除いて、処理基準に従わない焼却をしてはなりません。

4 帳簿の作成

- ① 一般廃棄物処理業者は、その処理に関する帳簿を備え、次に掲げる事項を正しく記載しなければなりません。なお、帳簿は様式集収録の様式を使用し、作成してください。

＜一般廃棄物収集運搬業者の場合＞

- 1) 収集運搬年月日
- 2) 収集区域又は受け入れ先
- 3) 収集運搬方法及び運搬先ごとの運搬量
- 4) その他業務に必要な事項

＜一般廃棄物処分業者の場合＞

- 1) 受入又は処分年月日
- 2) 受け入れた場合には、受入先ごとの受入量
- 3) 処分した場合には、処分方法ごとの処分量
- 4) 処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）後の廃棄物の持出先ごとの持出量
- 5) その他業務に必要な事項

- ② 帳簿は計量伝票等により内容を確認しながら記載してください。
- ③ 帳簿は一般廃棄物の種類ごとに記載しなければなりません。
- ④ 帳場は事業場ごとに備えなければなりません。
- ⑤ 帳簿は1年ごとに閉鎖し、その後5年間事業場ごとに保存しなければなりません。

5 市による監視指導等

(1) 定期検査

- ① 市では、定期的に一般廃棄物収集運搬業者の車両検査や一般廃棄物処分業者の事業所に立入検査を行い、施設等の維持管理の状況を必要に応じて検査しますので、実施の際には適切に対応してください。
- ② 検査の結果、不適正な部分が見受けられたときには、法令等に沿って行うよう指導しますので、指導を受けた際には速やかに改善してください。また、場合によっては報告を求めることもありますので、適切に対処してください。

(2) 実績報告書の提出

- ① 一般廃棄物処理業者は、実績の有無にかかわらず、毎月の実績を翌月10日までに市長に報告することとされています。
報告を行わなかった場合は、行政処分の対象となりますので、忘れずに報告してください。
- ② 報告書を検査した結果、不適正な部分が見受けられたときには、法令等に沿って行うよう指導しますので、指導を受けた際には速やかに改善してください。また、場合によっては別途報告を求めることもありますので、適切に対処してください。

(3) 行政処分（不利益処分）の実施

市では、伊豆市一般廃棄物処理業者に対する許可の取消等に係る事務処理要綱を定めており、一般廃棄物の不適切な処理を行った場合、許可取消し等の行政処分を行うこととしています。

① 業の許可の取消し・事業停止命令

次に掲げる場合、一般廃棄物処理業の許可を取り消し、又は一定期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることがあります。

ア 違反行為（廃棄物処理法又は廃棄物処理法に基づく処分に違反する行為）をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、唆し、他人が違反行為をすることを助けたとき

本市における一般廃棄物の処理のみならず、静岡県内他市町及び他県等における処理に関しても、処分の対象となります。

イ 事業の用に供する施設又は能力が基準に適合しなくなったとき

ウ 欠格要件のいずれかに該当するに至ったとき

エ 許可に付した条件に違反したとき

<欠格要件>

- 1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- 2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 3) 廃棄物処理法、浄化槽法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、悪臭防止法、騒音規制法、振動規制法、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（第31条第7項を除く。）に違反し、又は刑法第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 4) 一般廃棄物処理業又は浄化槽清掃業の許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者
 なお、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）であった者で当該取消しの日から5年を経過しない者も含む。
- 5) その業務に関して不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- 6) 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が上記1)～5)の一つに該当するもの
- 7) 法人の場合、その役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）又はその使用人であって（10）の②のア又はイに掲げるものの代表者であるものの中に、上記1)～6)の一つに該当するもの
- 8) 個人の場合、その使用人であって次のア)又はイ)に掲げるものの代表者であるもののうち、上記1)～6)の一つに該当する者のあるもの
 - ア) 本店又は支店（商人以外の者の場合は、主たる事務所又は従たる事務所）
 - イ) このほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

② 改善命令

一般廃棄物処理基準に適合しない一般廃棄物の処理が行われた場合、その適正な処理の実施を確保するため、処理の方法の変更その他必要な措置を講ずることを命ずることがあります。

③ 措置命令

一般廃棄物処理基準に適合しない一般廃棄物の処分が行われた場合、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、必要な限度において、当該処分を行った者に対し、期限を定めて、支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずべきことを命ずることがあります。

④ 処理施設の許可の取消し・改善命令・使用停止命令

設置許可を要する一般廃棄物処理施設を設置している場合であって、次に掲げるときは、その許可を取り消し、又はその設置者に対して、期限を定めて必要な改善を命じ、若しくは期間を定めて使用の停止を命ずることがあります。

その構造又は維持管理が、構造若しくは維持管理に係る技術上の基準又は設置許可申請書に記載した設置に関する計画若しくは維持管理に関する計画（これらの計画について変更許可を受けたときは、変更後のもの）に適合していないと認められるとき

6 罰則の適用

廃棄物処理法の各条項に違反した場合、次表のとおり、罰則の適用の対象となります。

<ul style="list-style-type: none">許可を受けずに一般廃棄物処理業を行った場合許可を受けずに一般廃棄物の処理又は一般廃棄物の処理の事業の範囲を変更した場合事業停止命令又は措置命令に従わない場合一般廃棄物処理業許可業者以外の者に委託した場合名義貸しをした場合許可を受けずに一般廃棄物処理施設を設置した場合許可を受けずに一般廃棄物処理施設の構造又は規模を変更した場合廃棄物を不法投棄した場合廃棄物の焼却禁止に違反して焼却した場合	5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はこの併料
<ul style="list-style-type: none">委託基準に従わずに委託した場合一般廃棄物処理施設を無許可で譲り受け又は借り受けた場合一般廃棄物処理施設の改善命令又は使用停止命令に従わない場合	3年以下の懲役又は300万円以下の罰金又はこの併料
<ul style="list-style-type: none">一般廃棄物処理施設の使用前検査を受ける前に当該施設を使用した場合	6ヵ月以下の懲役又は50万円以下の罰金

<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要な帳簿を備えず、又は記載保存せず、若しくは虚偽の記載をした場合 ・ 一般廃棄物処理業者又は一般廃棄物処理業者がその業務の廃止若しくは必要な事項の変更の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合 ・ 一般廃棄物処理施設の軽微な変更若しくは必要な事項の変更の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合 ・ 一般廃棄物処理施設の廃止、休止若しくは再開の届出をせず、若しくは承継の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合 ・ 一般廃棄物最終処分場の埋立終了の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合 ・ 一般廃棄物処理施設の維持管理状況等の記録をせず、若しくは虚偽の記載をし、又は記録を備え置かなかった場合 ・ 求められた報告をせず又は虚偽の報告をした場合 ・ 立入検査を拒否し、妨害し、又は忌避した場合 ・ 技術管理者を置かない場合 	<p>30 万円以下の罰金</p>
<p style="text-align: center;"> [法人の代表者 法人の代理人、使用人その他の従業者 個人の代理人、使用人その他の従業者 </p> <p style="text-align: center;">が、</p> <p style="text-align: center;"> その [法人 個人 </p> <p style="text-align: center;">の業務に関して上記の違反行為をした場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行為者につき、上記の各罰則を適用 ・ その法人又は個人につき、上記の各罰金刑を適用 <p style="text-align: center;">ただし、廃棄物の不法投棄の場合にあつては、法人に対しては3億円以下の罰金</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 登録を受けずに、その名称中に登録廃棄物再生事業者という文字を用いた場合 	<p>10 万円以下の過料</p>

7 最後に

一般廃棄物処理業を行う者は、排出事業者による処理を補完する責任ある処理の主体として、その果たすべき役割の重要性を十分に認識してください。

- 一般廃棄物処理業許可申請書（収集運搬） 更新用
添付書類（別紙様式第1・2号）
一般廃棄物処理業許可申請 誓約書（別紙様式第3号）
- 浄化槽清掃業許可申請書 更新用
添付書類（別紙様式第4・5号）
浄化槽清掃業許可申請 誓約書（別紙様式第6号）
- 業務状況報告書（別紙様式第7号）

- 一般廃棄物処理業許可申請書（様式第4号）
- 浄化槽清掃業許可申請書（様式第5号）
- 一般廃棄物処理業・浄化槽清掃業許可証（様式第6号）
- 一般廃棄物処理業・浄化槽清掃業許可証再交付申請書（様式第7号）
- 一般廃棄物処理業・浄化槽清掃業許可申請事項変更届（様式第8号）
- 一般廃棄物処理業・浄化槽清掃業の休止、廃止届（様式第9号）

- 代車使用届

- 自動車写真（許可前の車両用）

- 自動車写真（許可後の車両用）

- （参考）伊豆市一般廃棄物（ごみ・し尿）処理業許可業者遵守事項
一般廃棄物処理業許可に関する取扱基準
浄化槽清掃業許可に関する取扱基準
一般廃棄物処理業者の施設搬入に関する取扱基準

一般廃棄物処理業許可申請書（収集運搬）添付書類

1 申請者が法人の場合は、定款及び登記事項証明書

個人の場合は、代表者の住民票写し（本籍の記載のあるもの）

2 従業員名簿

代表者を含め、氏名・住所・生年月日を記載したもの

3 その他市長が必要と認める書類

- (1) 事務所、事業所及び車庫の案内図並びに事業所の見取図及び写真。その他事業の用に供する施設を明らかにする書類
- (2) 使用車両の写真（ナンバープレートの表示が確認できるもの）及び車検証の写し（写真は斜め前方及び後方から写したもの計2枚）
- (3) 伊豆市が運営する施設以外で処分する場合には、処分先業者名簿（処分する一般廃棄物の種類及び予定量を記載）
- (4) 年間収集予定量（可燃ごみ・不燃ごみ・資源ごみ・粗大ごみ）（別紙様式第1号）。事業所収集名簿（別紙様式第2号）。
- (5) 申請者が他の市町村長から法第7条第1項若しくは第6項の許可を受けている場合は、当該地の市町村長の交付した許可証の写し
- (6) 申請者が法人にあっては前年度及び本年度納期到来分の法人市(町)民税納税証明書。個人にあっては前年度及び本年度納期到来分の市(町)民税納税証明書
- (7) 申請者（法人の場合は役員を含む）が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、いずれにも該当しないこと、並びに業務にあたり法令及び許可条件を遵守し誠実に業務を行う旨を記載した誓約書（別紙様式第3号）

許可後における報告・申請・届出等

- 1 業務状況報告書（別紙様式第7号） 1ヶ月毎、翌月10日までに提出

※ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条の5において、業者の帳簿記載事項として、収集または運搬年月日・収集区域又は受入先・運搬方法及び運搬先ごとの運搬量の記載が規定されています。

- 2 一般廃棄物処理業許可証再交付申請書（様式第7号）
- 3 一般廃棄物処理業許可申請事項変更届（様式第8号）
許可申請内容に変更があった場合 変更のあった日から10日以内に提出
- 4 一般廃棄物処理業の休止（廃止）届（様式第9号） 15日前まで

作業区域

作 業 区 域	1 修善寺地区 2 中伊豆地区 3 天城湯ヶ島地区 4 土肥地区
---------	---

年間収集予定量

種 別		搬 入 量
ご み	可 燃 ご み	t
	不 燃 ご み	t
	資 源 ご み	t
	粗 大 ご み	t
合 計		t

誓 約 書

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項に規定する一般廃棄物処理業許可申請にあたり、同条第5項第4号イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、いずれにも該当しないこと、及び業務にあたっては法令及び許可条件を遵守し、誠実に業務を行うことを誓約します。

平成 年 月 日

伊 豆 市 長 あて

住所

(法人にあつては、その主たる所在地)

氏名 ⑧

(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

浄化槽清掃業許可申請書添付書類

- 1 申請者が法人の場合は、定款及び登記事項証明書
個人の場合は、代表者の住民票写し（本籍の記載されたもの）
- 2 従業員名簿
代表者を含め、氏名・住所・生年月日を記載したもの
- 3 その他市長が必要と認める書類
 - (1) 事務所、事業所及び車庫の案内図並びに事業所の見取図及び写真。その他事業の用に供する施設を明らかにする書類
 - (2) 申請業務に使用する車両の写真（ナンバープレートの表示が確認できるもの）及び車検証の写し（写真は斜め前方及び後方から写したものの計2枚）
 - (3) し尿・浄化槽汚泥の年間搬入予定量（別紙様式第4号）。事業所収集名簿（別紙様式第5号）。
 - (4) 申請者が他の市町村長から法第35条第1項の許可を受けている場合は、当該地の市町村長の交付した許可証の写し
 - (5) 申請者が法人にあつては前年度及び本年度納期到来分の法人市（町）民税納税証明書。個人にあつては前年度及び本年度納期到来分の市（町）民税納税証明書。
 - (7) 浄化槽法第36条第1項第2号イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、いずれにも該当しないこと、並びに業務にあたり法令及び許可条件を遵守し誠実に業務を行う旨を記載した誓約書（別紙様式第6号）

許可後における報告・申請・届出等

- 1 業務状況報告書（別紙様式第7号） 1ヶ月毎、翌月10日までに提出
※ 浄化槽法施行規則第14条の1において、帳簿記載事項として、清掃年月日・清掃を行った浄化槽の浄化槽管理者の氏名又は名称及び当該浄化槽の設置場所の記載が規定されています。
- 2 浄化槽清掃業許可証再交付申請書（様式第7号）
- 3 浄化槽清掃業許可申請事項変更届（様式第8号）
許可申請内容に変更があつた場合 変更のあつた日から30日以内に提出
- 4 浄化槽清掃業の休止（廃止）届（様式第9号） 15日前まで

作業区域

作 業 区 域	1 修善寺地区 2 中伊豆地区 3 天城湯ヶ島地区 4 土肥地区
---------	---

年間収集予定量

地 区		件 数	搬 入 量
合 併	修善寺地区	件	kl
	中伊豆地区	件	kl
	天城湯ヶ島地区	件	kl
	土肥地区	件	kl
小 計		件	kl
単 独	修善寺地区	件	kl
	中伊豆地区	件	kl
	天城湯ヶ島地区	件	kl
	土肥地区	件	kl
小 計		件	kl
し 尿	修善寺地区	件	kl
	中伊豆地区	件	kl
	天城湯ヶ島地区	件	kl
	土肥地区	件	kl
小 計		件	kl
合 計		件	kl

誓約書

浄化槽法第35条第1項に規定する一般廃棄物処理業許可申請にあたり、同第36条第1項第2号イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、いずれにも該当しないこと、及び業務にあたっては法令及び許可条件を遵守し、誠実に業務を行うことを誓約します。

平成 年 月 日

伊豆市長 あて

住所

(法人にあつては、その主たる所在地)

氏名

⑩

(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

業 務 状 況 報 告 書

年 月 日

伊豆市長 様

住 所

氏 名

㊟

法人にあつては名称

及び代表者の氏名

年 月分の業務状況を次のとおり報告します。

業 の 区 分					<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物処理業（収集運搬） ・浄化槽清掃業 	
一 般 廃 棄 物 の 種 類						
業 務 の 内 訳	作 業 日 数				日	
	作 業 人 員 延 数				人	
	作 業 箇 所 延 数				箇所	
	車 両 実 数				台	
	処 理 し た 廃 棄 物 の 量				t	
k l						
処 理 の 内 訳	市 の 処 理 施 設 へ 搬 入				自 己 処 理	そ の 他
	可 燃 ご み	不 燃 ご み	資 源 ご み	粗 大 ご み		
	t	t	t	t	t	t
	生 し 尿	浄 化 槽				

一般廃棄物処理業許可申請書

年 月 日

伊豆市長 様

申請者 住 所
(法人にあつては、その主たる所在地)
氏 名 印
(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、一般廃棄物処理業の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

取り扱う一般廃棄物の種類及び業務の内容			
収集、運搬又は処分の方法			
使用する設備又は機材の種類及びその数量			
処理施設、選別場、保管場所又は車庫の所在地及びこれらの敷地面積			
従業員数	人	1日の処理能力	t
収集、運搬及び処分のうち自ら行わない業務を行う者の氏名及び住所			

(添付書類)

- 1 申請者が法人の場合は、定款及び登記事項証明書
- 2 従業員名簿
- 3 その他市長が必要と認める書

浄化槽清掃業許可申請書

年 月 日

伊豆市長 様

住 所
（法人にあつては、その主たる所在地）
申請者
氏 名 印
（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）
電話番号

浄化槽法第35条第1項の規定により、浄化槽清掃業の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

事業所の所在地	
浄化槽の機能点検用器具の種類及び数量	別紙のとおり (1)
浄化槽清掃用具の種類及び数量	別紙のとおり (2)
汚泥収集運搬車の種類及び数量	別紙のとおり (3)
汚泥の収集、運搬及び処分の方法	
従 業 員 数	(事務) (現場) 人 有資格者 人 その他 人
浄化槽の機能点検並びに清掃に関する専門的知識技能及び相当の経験を有する者の氏名及び資格を証する書類	別紙のとおり (4)

(添付書類)

- 1 申請者が法人の場合は、定款及び登記事項証明書
- 2 従業員名簿
- 3 その他市長が必要と認める書類

別紙

(1)

	規 格	数 量
温 度 計		
透 視 度 計		
水素イオン濃度指数測定器具		
汚泥沈殿試験器具		
スカム及び汚泥厚測定器具		

(2)

	規 格	数 量
パイプ及びスロット掃除器具		
ろ 床 洗 浄 器 具		

(3)

規 格	数 量

(4)

氏 名	資 格

(注) 資格を証する書類を添付すること。

年 第 号
月 月 日

住 所

申請者 様

伊豆市長

印

一 般 廃 棄 物 処 理 業
浄 化 槽 清 掃 業 許 可 証

一般廃棄物処理業

年 月 日付で申請のあった 浄化槽清掃業 許可申請については、
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項及び浄化槽法第35条第1項の規定によ
り次のとおり許可をします。

1 事業の範囲

- (1) 業務の内容
- (2) 取り扱う一般廃棄物の種類
- (3) 収集運搬及び処理方法
- (4) 汚泥収集運搬車の種類、数量

2 許可の期限

年 月 日

3 許可の条件

4 変更等の状況

様式第7号（第16条関係）

一般廃棄物処理業
浄化槽清掃業 許可証再交付申請書

年 月 日

伊豆市長 様

住 所

（法人にあっては、その主たる所在地）

申請者

氏 名

印

（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

電話番号

下記の理由により、 年 月 日付けで交付を受けた（一般廃棄物処理業・浄化槽清掃業）許可証を（損傷・亡失）したので、伊豆市廃棄物の処理及び清掃等に関する規則第16条の規定により許可証の再交付を申請します。

記

1 理由

（添付書類）

- 1 損傷した許可証

様式第8号（第17条関係）

一般廃棄物処理業
浄化槽清掃業 許可申請事項変更届

年 月 日

伊豆市長 様

住 所
（法人にあつては、その主たる所在地）
申請者
氏 名 印
（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）
電話番号

伊豆市廃棄物の処理及び清掃等に関する規則第13条及び第14条の許可申請の記載事項を次のとおり変更したので、第17条の規定により届け出ます。

記

- 1 変更事項
- 2 変更年月日
- 3 変更の理由

（添付書類）

- 1 許可申請書に添付した書類の当該変更に係る書類

様式第9号（第18条関係）

一般廃棄物処理業 休止
浄化槽清掃業 の 廃止 届

年 月 日

伊豆市長 様

住 所
(法人にあつては、その主たる所在地)

申請者

氏 名 印
(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)
電話番号

一般廃棄物処理業 休止
浄化槽清掃業 を 廃止 したいので伊豆市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第18条
の規定により届け出ます。

記

1 許可証の番号及び許可年月日

2 休止又は廃止の年月日 年 月 日から
(休止の場合は期間) (年 月 日まで)

3 休止又は廃止の理由

(添付書類)

廃止の場合は許可証

代 車 使 用 届

年 月 日

環境衛生課長 様

所 在 地

名 称

代表者氏名

印

次の理由により代車を使用しますので届出いたします。

許 可 番 号	第 号
代車使用の事由	車検 故障 その他 ()
休車の車両番号	
代車の車両番号	
代車の風袋重量	
代車の使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日

※ この届は、代車を使用する前に環境衛生課へ提出すること。

左の欄は記入しないでください。

自動車写真

所在地
名称
代表者氏名

印

自動車登録番号 又は車両番号		最大積載量	Kg
正面 写 真	写真貼付位置 (ポラロイド不可)		
側 面 写 真	写真貼付位置 (ポラロイド不可)		

自動車写真

所在地
名称
代表者氏名

印

自動車登録番号 又は車両番号		最大積載量	Kg
側 面 写 真	写真貼付位置 (ポラロイド不可)		

自動車写真

所在地
名称
代表者氏名

印

自動車登録番号 又は車両番号		最大積載量	Kg
正面 写 真	写真貼付位置 (ポラロイド不可)		
側面 写 真	写真貼付位置 (ポラロイド不可)		

自動車写真

所在地
名称
代表者氏名

印

自動車登録番号 又は車両番号		最大積載量	Kg
側 面 写 真	写真貼付位置 (ポラロイド不可)		

